

【提案項目】

安定した雇用の実現に向けて、次の措置を講じること。

- 1 公労使による労働市場流動化施策の検討
産業競争力会議等で検討されている、勤務地や職務を限定した新しい正社員制度の普及や、解雇規制の見直し等を含めた労働市場流動化施策の検討に当たっては、労働契約法改正の議論の経緯を踏まえるとともに、労働政策審議会等においても十分議論をしながら進めること。
- 2 最低賃金に係る中小企業支援策の拡充
最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援策については、全ての都道府県の中小企業について支援対象となるよう支援策の拡充を図ること。
- 3 公契約に関する法律整備に係る研究の推進
公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件を確保するため、公契約に関する法律整備に係る研究を進め、その経過や結果を公表すること。

【提案理由等】

- 1 産業競争力会議等では、勤務地や職務・職種を限定した新しい正社員制度の普及や、金銭解決を含めた解雇の手続きのルール化等、労働市場の流動化案について検討されている。このような制度は、若年者等の就業機会の拡大や、一人ひとりの希望に応じた多様な働き方及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた政策として期待できる一方で、不安定な就労がさらに拡大し、解雇等による生活不安のリスクが高まることも懸念される。平成25年4月に改正された労働契約法では、無期労働契約への転換等がルール化されたが、有期契約社員やパートタイム労働者の雇用の安定をいかに図るかが議論となっており、正社員と同等の業務を行っている有期契約社員が無期契約に転換した際の正社員との処遇の格差等、新たな問題も指摘されている。新しい制度の導入や法改正等については、こうした議論の経緯を踏まえるとともに、労働政策審議会等においても公労使の議論を十分にしながら検討を進める必要がある。
- 2 平成23年度より新たに設けられた、最低賃金の引上げに伴う個別企業に対する支援制度は、地域別最低賃金が720円以下の県の中小企業のみが対象となっているが、現下の厳しい経済情勢の下、720円を超える都道府県の中小企業においても最低賃金遵守のため、これまで努力をしてきたところである。今後、最低賃金の更なる引上げに当たっては、全ての都道府県の中小企業が支援対象となるよう支援策の充実を図る必要がある。
- 3 本県においては、国や地方自治体が発注する公共工事等について、低価格による入札等のため、下請事業者へのしわよせによる労働者の賃金低下等が生じないように、労働団体等より公契約条例の制定を求める要望書が多数提出されている。これを受け、庁内で研究会を設置し、検討を進めているが、広範囲で同様の賃金水準が設定されなければ、業界全体の改善につながらないなど、その実効性等が課題となっている。国においても公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する法律整備に係る研究を具体的に進め、その経過や結果を広く自治体に公表することが必要である。

(神奈川県担当課：産業労働局労政福祉課)